



Vol.197

トクちゃん新聞

8月号

久々の京都。観光客の9割外国人でした

令和6年8月20日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com



◆ 担当替え2例で感じたこと

徳野



母親のケアマネさんの担当替えがあり、先日、新担当の方が母親宅に来られて、ある手続きに必要な書類の作成をしてくださいました。ただ、それだけのことなんですけど、立ち会った私も妻も「前の人の方がいい」と感じました。おそらく、母親に対して**声掛けがほぼなかった**というところから来た不信感だと思います。**必要な仕事はしているわけですが、その中で顧客から不信感を持たれてしまう**というのも怖いことだなと思います。



長年テニススクールに通っています。5年ほどお世話になったコーチが3月に退職し、**4月から新コーチ**となりました。10人のクラスで、メンバーもクラスの雰囲気も固定化しています。この雰囲気は構成メンバーによるものでしょうけど、コーチによるものも大きいです。新コーチのクラス運営によっては「**辞める**」と**決意していた人が半分**くらい居ました。そのせいか、4月の最初のレッスンは**妙な緊張感**がありました。が、誰も辞めることなく無事4ヶ月が経過しました。**新コーチがクラスに馴染むように努力**されたように感じています。

何のための手続きか、何のための場なのか、自分の存在意義はどこにあるのか・・・**時々意識して仕事をしないと**おかしなことになりかねないな、と改めて感じた身近な担当替えの2例でした。

◆ 固定資産 取得価額と耐用年数

廣島



熟練されている経理担当者の方でも、苦慮されるのが、固定資産を取得した際の取得価額と耐用年数ではないでしょうか？

10万円以上のもを買ったら減価償却になる（一度に費用にできずに、資産として集計し、毎年少しずつ費用化していく）という事はわかる、だけど、『まとめて購入したものは、どこまで分割して良いの？』『設置費用や運搬費、税金なんかは費用にしてもいい？』『肝心の耐用年数（何年で経費化するか）は、どうやって決めたらいいの・・・？』などなど、疑問は尽きないですね。

会計事務所のスタッフである我々も悩みます。この題材だけで書籍が何冊も出版されています。ですので、この紙面でズバリの回答はできませんが、いくつかポイントをお伝えします。

減価償却資産に該当するかどうか・・・使用期間が1年未満のもの／取得価額が10万円未満のものは、支払時の費用。

※中小企業の皆様は、年間300万円まで、30万円未満の資産を支払時の費用とできます。

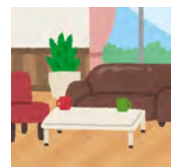
資産の単位・・・通常ワンセットとして販売されるものは、1組として、取得価額の判定をします。

取得価額・・・資産の単位を基本として、使用できる状態にできるまでにかかった費用を合計します。

※ただし、取得価額から除いてもいいものとして規定されているものもあります。

耐用年数・・・「耐用年数表」から、該当のものを探します。

悩むものは、ぜひ弊社へご相談・ご質問くださいね！（購入前からご相談いただくことも、併せておススメいたします！）



◆ 租税教育の取り組み

稲葉



8月にはいり、子供の夏休みの工作の宿題の内容を確認していると、消防関係やトンボの絵画などの個人的に見慣れた作品募集案内の中に「**税についての習字**」という見慣れない作品募集がありました。自分が子供のころには意識していなかったのか、それ自体がなかったのか、子供のころに税金の話題に触れる機会が少なかったように思えました。

せっかくの機会なので国税庁の税の学習コーナー（[租税教育の充実に向けた取組 | 税の学習コーナー | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)）を確認してみると、『平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）において、「租税教育の充実」について初めて閣議決定され、官民及び関係省庁が連携して租税教育の充実に取り組む』ようになったとのこと。

上記URLの税の学習コーナーでは、子供向けには**税金がなぜ必要で何に使われているのか**であったり、少し発展して**税の歴史**や**財政の経済・景気への働き**等にまで図もまじえてわかりやすく説明されていました。また、自身で予算を組んで街を運営する「**みんなで話合って街をつくらう!**」や「**ZEI君の税金クイズ**」等の大人も楽しめるゲームもあります。

皆様も一度目を通してみてはいかがでしょうか。



◆ 税務スケジュール(9月)

9月10日(火)

・8月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

■ 標準報酬月額決定通知書



小鐵



9月30日(月)

・8月分 社会保険料の納付
・7月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
・1月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
・10月1月4月決算法人 3ヵ月ごとの消費税中間申告
・所得税の予定納税 第1期分

7月に提出した算定基礎届の決定通知書が順次お手元に届くと思います。決定通知書により、標準報酬月額の変更が必要となる場合がございますので、ご確認よろしくお願いたします。
9月分保険料(10月納付分)より変更となります。



◆ ITパスポートって?

税理士試験が終わり来年の試験に向けて教材探しをしていたところ目に入ったのが「ITパスポート」という資格の教材でした。「IT系の資格のなかで難易度は低め」という知識だけはあったのでパラパラとめくってみましたが慣れない言葉に圧倒されることとなりました。

ITパスポートは**新しい技術 (AI、ビッグデータ、IoT など) や新しい手法 (アジャイルなど) の概要に関する知識をはじめ、経営全般 (経営戦略、マーケティング、財務、法務など) の知識、IT (セキュリティ、ネットワークなど) の知識、プロジェクトマネジメントの知識など幅広い分野の総合的知識を問う試験**とのことです。

技術は日々進化しており、この10年でも大きな変化がありました。これから先何十年という時間があります。その未来に取り残されないためにもこのような資格を通じてIT系の知識を深めてみてはいかがでしょうか?



細川



◆ ステマ規制にご注意を

去年の10月以降、「ステマ規制」が始まっています。景品表示法において、いわゆる「ステルスマーケティング」が不当表示とされ、行政処分の対象となりました。そして今年6月、施行後初となる行政処分事例が消費者庁より発表されました。

医療法人が運営するクリニックにおいて、「Googleマップの口コミに“星5”もしくは“星4”の投稿をしてもらえたら、ワクチン接種費用を割り引きます」とお客さんへ伝えていて、実際にその投稿がされていたとのこと。これはステルスマーケティングにあたり、不当表示である・・・という事例のようです。

「口コミ投稿でおトクに！」というキャンペーンは飲食店等のお店でもよく見かけるように思うのですがこれがステマ規制の対象になり得るというのは、ちょっと衝撃でした。

もし同様のキャンペーンを実施されている事業者様がいらっしゃいましたら、ステマ規制に該当する可能性は無いのか、一度検討してみた方が良いかもしれません。

出展：消費者庁HP「お知らせ」より
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/038178/>

大熊



◆ スタッフより

大熊



甥っ子とキッズシアターへ行ってきました!

前から一度行ってみたいなと思っていて、甥っ子に「一緒に行ってくれへん!？」と頼み込んだ結果
念願叶って連れて行ってもらえました。笑

実在の有名企業さんがスポンサーとして関わっているだけあって、各ブースは子供騙しなんて言えない本格的なものばかりで、大人が傍から見てるだけでも非常に楽しめました。連れて行ってくれた甥っ子に感謝です。



◆ クイズ

伊藤



事業者と従業員の双方の負担によって成り立つ雇用保険。この保険料率の**20年間の推移**の中で、**1番会社負担が高かった料率**はどれでしょうか? (一般の事業)

- ① 6/1000
- ② 9.5/1000
- ③ 11.5/1000

正解は、③でした~

①は、1番低い料率(数年前くらいまでこれでした)

②は、今現在

平成17・18年度が③で、こんなに負担額が高かったんですね。労働保険、社会保険、会社負担は増すばかり。長時間労働の見直し等進めたいですね。

